

地方財政論

第3回

佐藤主光(もとひろ)

講義の構成

- 狙い: 地方財政の役割と理解する
- トピック
- 市場の失敗と政府の役割(機能)
- 機能配分論と地方の比較優位
- 情報の非対称性と「分権化定理」
- 政策実験と優良事例の横展開

市場の失敗と財政の役割

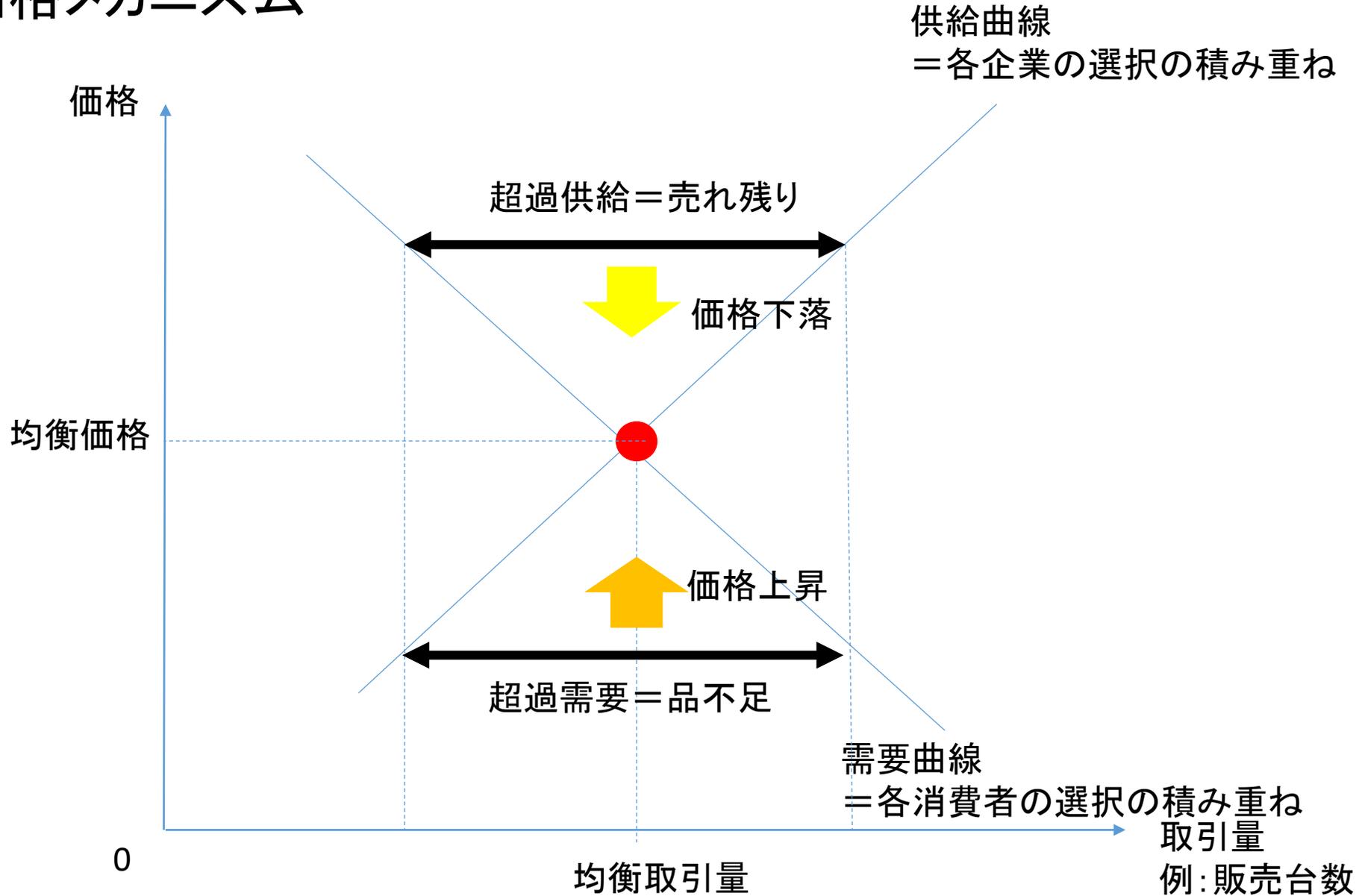
厚生経済学の第1基本定理

- 市場メカニズムが「理想的」に機能していれば帰結する均衡はパレート効率的。
- パレート効率的
= 実行可能な資源配分のうち、誰かの厚生(効用)を損なうことなく、他の誰かの厚生を高めることが可能な(=パレート改善可能な)実行可能な資源配分が他に存在しない状態
- 部分均衡分析では社会的余剰の最大化
= パレート最適の「必要条件」
- ◆ 経済活動は個々の選択の積み重ね・・・
 - 消費者(家計) = 自らの満足(効用)を満たすように財貨・サービスの消費を選択⇒需要を形成
 - 生産者(企業) = 自身の利益を高めるよう財貨・サービスの生産を選択⇒供給を形成

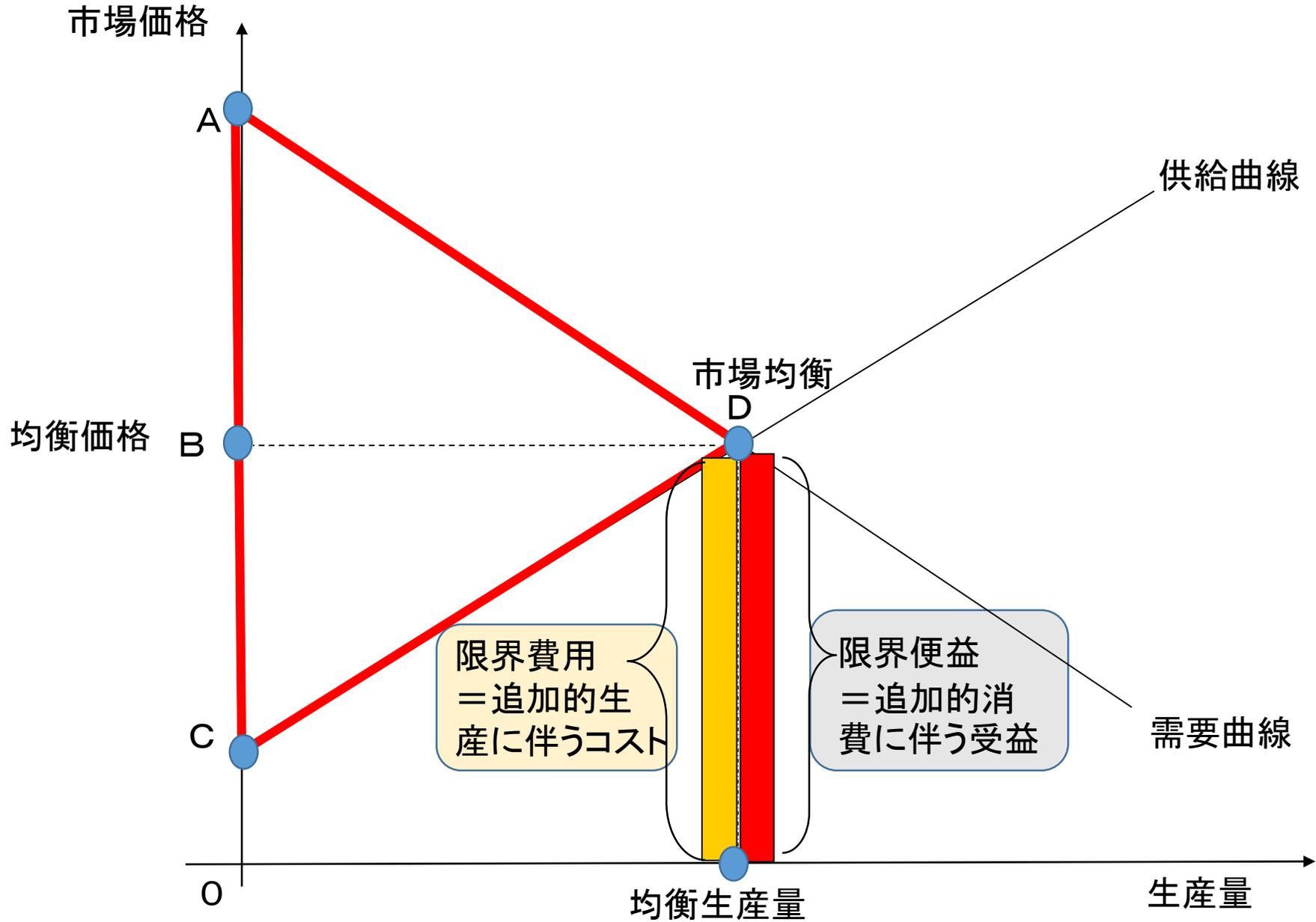
神の見えざる手

- 市場の均衡＝需給をバランス⇒「神の見えざる手」＝自然調和
- ✓ 皆バラバラ勝手に行動＝選択しているのにカオスに陥ることはない・・・
- 神の見えざる手は何故働くか？
 - その1: 「価格」という見える手
 - 消費者のニーズ(人気)が高い(低い)⇒需要が増えて(減って)価格は上昇(下落)
⇒ 価格＝生産者にとって売れ行き判断材料
 - 価格が上げれば(下がれば)生産を拡大(縮小)⇒増加(減少)する需要に対応
 - その2: 競争という「切磋琢磨」
 - 顧客の獲得を目指して競争する企業は良いサービスを安く提供するように努める
 - ✓ ウィンウィン関係＝顧客(消費者)は満足を、企業は利益を・・・ 5
 - ✓ 競争は過酷? ⇒ 努力に報う仕組み

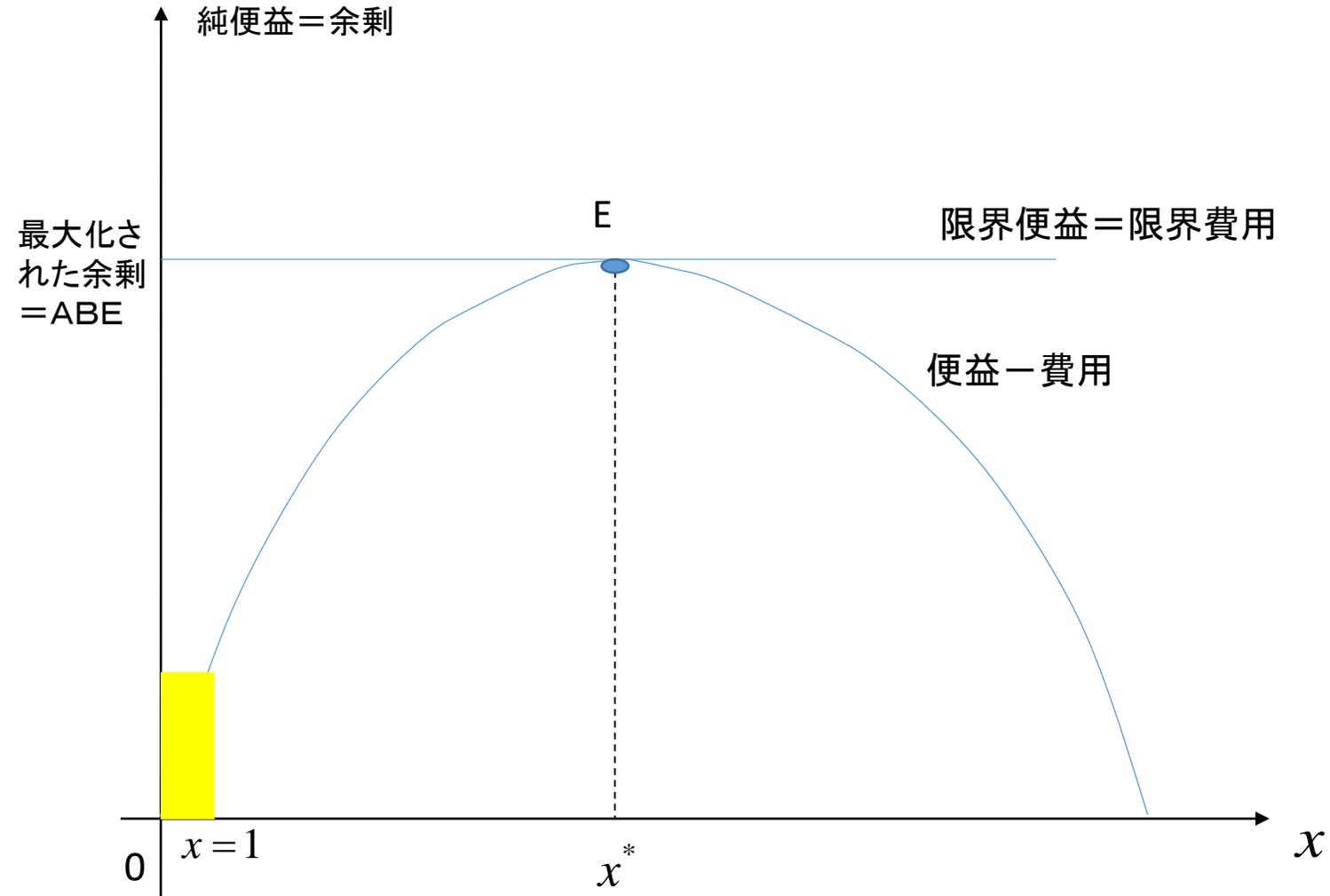
価格メカニズム



図表1



効率的資源配分



市場が「理想的」に機能するための条件

1. 所有権が明確に規定されている。
2. 全ての市場参加者が「価格受容者」として行動している(=市場が「完全競争的」である)。
3. 取引される財貨・サービスの質等に関して家計と企業が情報を共有している。
4. 価格が生産に伴う「機会コスト」を適切に反映している。
5. 価格調整がスムーズに行われている

「市場の失敗」

条件	含意	満たされないときの帰結(例)
完全競争	全ての経済主体(企業・家計)は市場価格を 与件として行動	独占企業、寡占企業による価格 の吊り上げ
情報の対称性	取引に関わる経済主体(買い手と売り手)の 間で情報を共有	逆選抜、モラルハザード
外部性の欠如	生産・消費に関わる全ての費用、便益が取引 当事者(企業・家計)によって織り込まれてい る(需要・供給曲線に反映)	環境破壊・公害など外部不経済 の発生
私的財の取引	市場で取引されるのは「私的財」としての性 格を持つ財貨・サービス	「公共財」の自発的供給に伴う 「只乗り問題」

政府の本来の役割

- 政府の役割は市場の失敗の是正(矯正)にある⇒市場が健全に機能するための前提条件の確保

前提条件	政府の役割
安定的な私的所有権	・民法・商法で取引や財産権の安定を保証 ・裁判所による仲介
情報の対称性	・情報公開の促進 ・インサイダー取引・偽装表示への規制・罰則
完全競争	・公正取引委員会による監視 ・競争(新規事業者の参入等)を促進する政策
外部性	・環境規制・課税

財政の機能論

- そもそも政府(国・地方)の役割とは？

- 役割＝機能(効果)で評価

- 個別の「施策・事業」単位(保健所の運営、学校の施設管理、介護保険、国民健康保険事業等)ではなく、「機能」別に理解

- 財政の3機能(マスグレイブ)

- 資源配分機能

- 所得再分配機能

- 経済安定化機能

⇒「規範的」観点からの政府と市場(民間)の役割(機能)分担

財政の三機能

機能	内容		規範的位置づけ
資源配分機能	短期	希少な資源の有効 利用促進	「市場の失敗」の矯正＝効 率性の改善
	長期	経済成長	
再分配機能	市場経済で生じる経済(所得)格 差の是正		所得分配の公平の確保
経済安定化機能	バブルや不況など景気変動幅の 縮減		安定的な経済活動の確保

機能と手段

- 機能＝効能・効果
- 手段＝所定の効能・効果を実現するもの

広義の機能	具体的機能	具体的政策手段
資源配分機能	地域環境の保全	環境規制・課税 環境保全活動への支援 都市計画・公園の整備
	地域経済の活性化	商店街活性化事業 職業訓練 インフラの整備・規制など
	教育の充実	学校施設の建設・整備 教員の採用・配置など

機能と政策・事業

- 複数の政策(手段)から一つの機能が提供される(例:医療、学校教育)
 - 一つの機能を果たすのに複数の政策手段がありうる(例:所得再分配(格差是正))
 - 一つの制度が複数の「機能」を果たす場合(例:社会保障(保険・扶助)、交付税(財源保障・財政調整))
- 手段(「手続き」)ではなく「結果」(効能)を重視

機能	アウトカム＝成果	所得再分配機能 ＝所得格差の是正
政策	アウトプット＝結果	所得税 生活保護(セイフティーネット)
事業	インプット	徴税・査察 資格調査、給付

機能と手段

- 所定の機能を有効に達成する手段の選択

	例	評価基準
政策目的	地域間所得再分配 貧困層支援 産業振興・経済成長の促進 経済安定化	「目的」自体が効率・公平（社会厚生を増進）に即しているか？
政策手段	公共事業 地方交付税・補助金 生活保護・失業手当 職業訓練、規制（緩和）	所定の「目的」を充当する上で、 効率的・公平な「手段」を選択
政策水準 （程度）	公共投資水準（＝公共財供給量） 生活保護の給付水準 補助金額	社会的受益とコストを比較

「機能」ファースト

- 財政学の視点＝所定の機能(効能)を最も効果的(公平・効率に
適うよう)に達成できる政策手段を選択することが望ましい

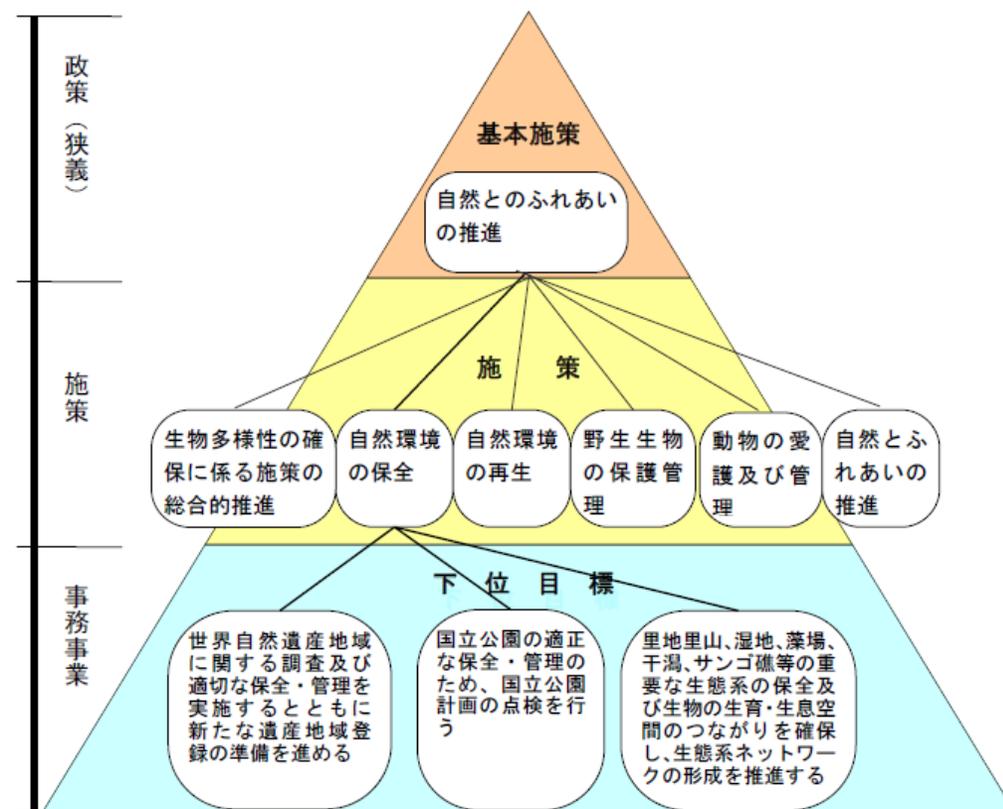
- 政策体系＝目的と手段の関連付け

- 施策＝政策(狭義)の手段
- 事務事業＝施策の手段

- 財政の実際＝所定の政策に対して、様々な政策目的(機能)が
冠される

例： 公共事業： 経済安定化 ⇒ 格差是正

□ 既得権益(予算・メンツ等)は政策手段に！



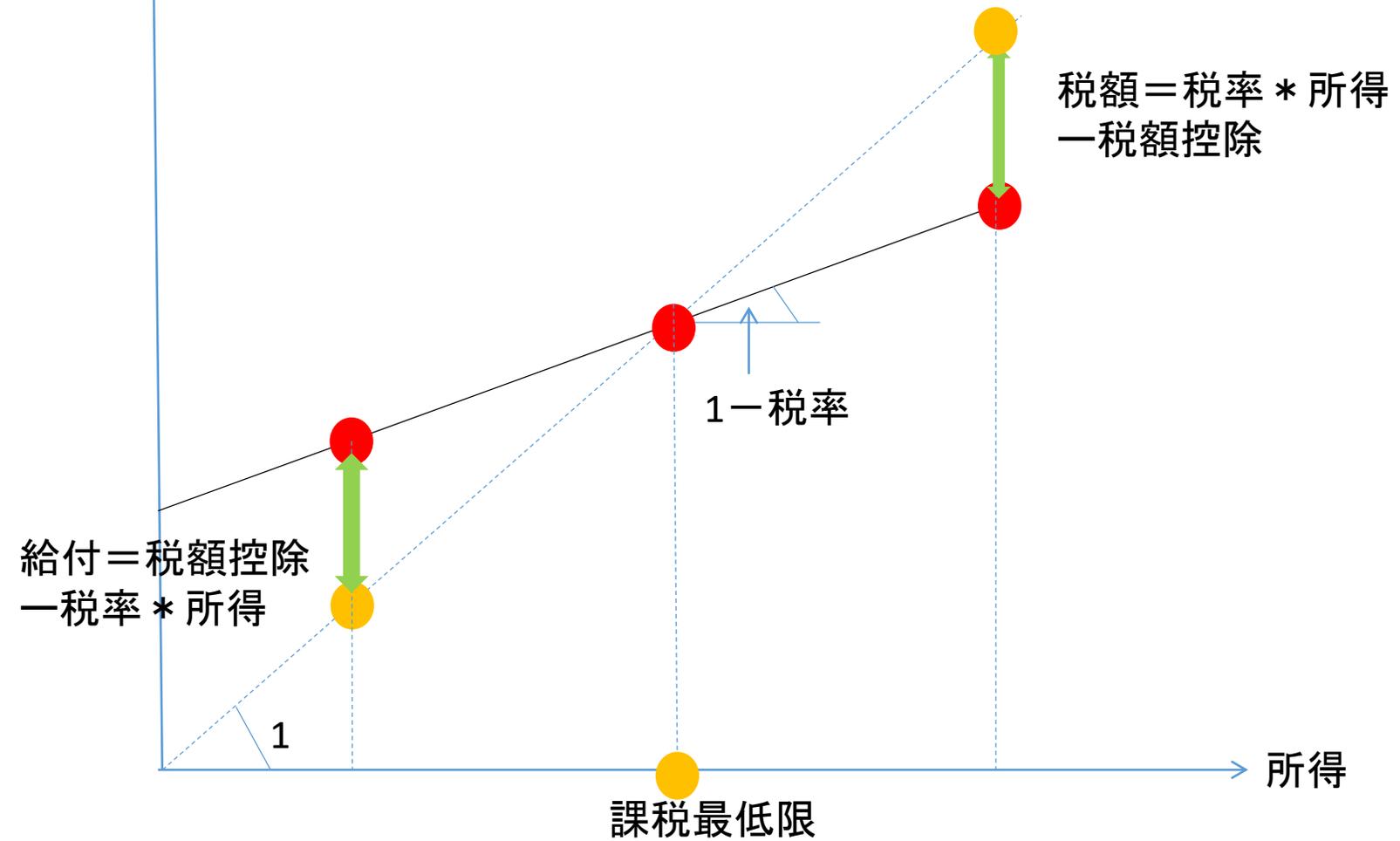
参考：格差と再分配

- 既存の再分配(セイフティーネット)は新しい経済社会の環境変化に対応できない！
 - 既存の再分配＝世代間・地域間再分配
 - 新しい再分配＝負担能力に応じた(困っていない人から困っている人への)再分配

既存の再分配手段	公共事業	地方圏の雇用確保
	基礎年金	高齢者の所得保障
	生活保護	障害者・母子家庭・高齢者が主たる対象
新しい課題	ワーキング・プア 非正規社員	地域を問わず働く若年世帯への支援(医療保険を含む) が欠如

参考：負の所得税

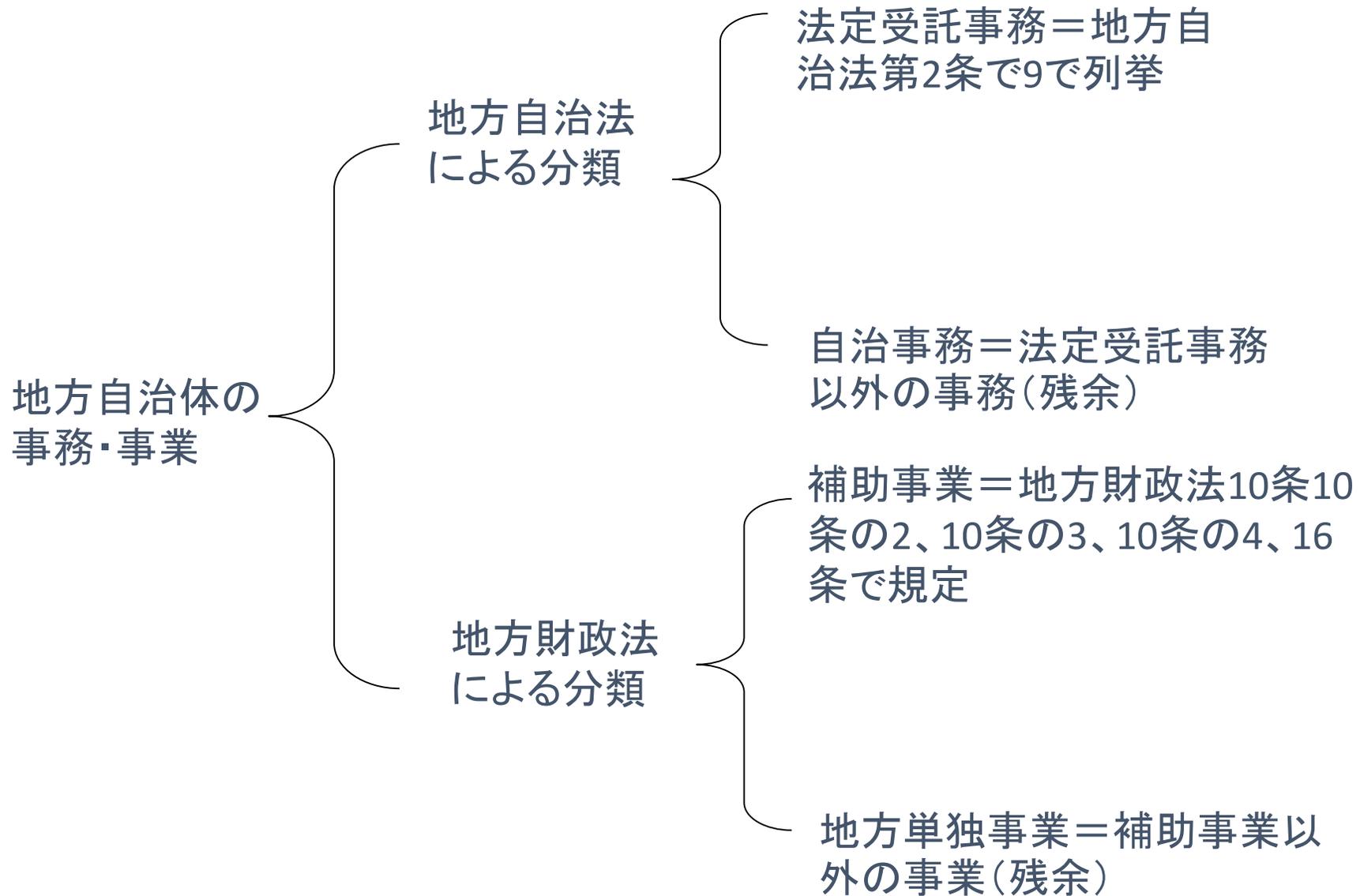
可処分所得



機能配分論

機能配分論

- そもそも地方自治体(都道府県・市町村)の役割とは？
- 「事務事業」の移譲ではなく「機能」に着目 ≠ 現実の地方分権改革
- 経済学の視点 = 分権化の経済的効果(効能)に着目 ⇒ 分権化で同じ効果が期待できる事務事業(政策)は一体に移譲
- 機能ファースト = 目的と手段の区別 ⇒ 所定の目的に対して手段を選択
- 理解のポイント: 国と地方との間の「比較優位」
- ✓ キーワード = 開放経済・情報の優位



国と地方との行政事務の分担

分野		公共資本	教育	福祉	その他
国		<ul style="list-style-type: none"> ○高速自動車道 ○国道 ○一級河川 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学 ○私学助成（大学） 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許 	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛 ○外交 ○通貨
地方	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察 ○職業訓練
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校 ○幼稚園 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市） 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

資源配分機能

- 公共財＝非競争性・非排除可能性を備えた財

- 2種類の「公共財」＝受益の範囲に着目
 - －国家公共財＝受益の範囲が一国全体に及ぶ(例:国防・司法・外交)
 - －地方公共財＝受益の範囲が地域的に限定(例:ごみ収集、地域環境、生活道路・公園整備、保健衛生、地域文化、教育)

⇒地域間スピルオーバーが少ない

- 国家公共財は国が、地方公共財は地方が供給することが望ましい
- 留意点:私的財の公的供給(例:公営住宅。介護サービス)も「地方公共財」とすることがある

- 積極的評価＝「分権化定理」
- 供給における(広い意味で)「規模の経済」も勘案(例:社会保険制度)

所得再分配機能

- 地方自治体が「独自」に再分配(例:累進的所得税+福祉)を担うことは困難

- 富裕層への増税⇒相対的に税負担の低い他地域へ流出

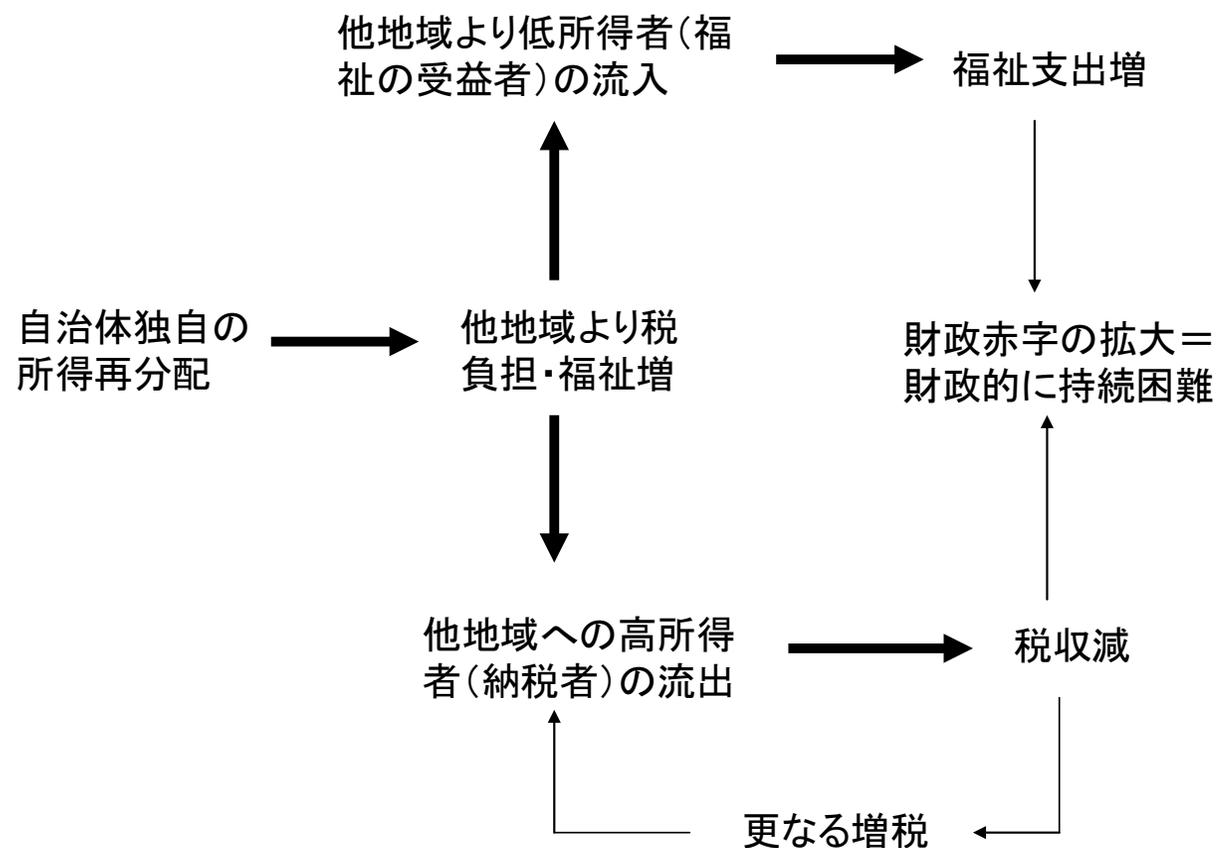
- 低所得層への手厚い福祉⇒他地域から低所得層が流入

- ⇒福祉への財政需要が高まる一方、税収は低迷

- ⇒赤字=支出-税収の拡大

- ⇒再分配政策は持続困難

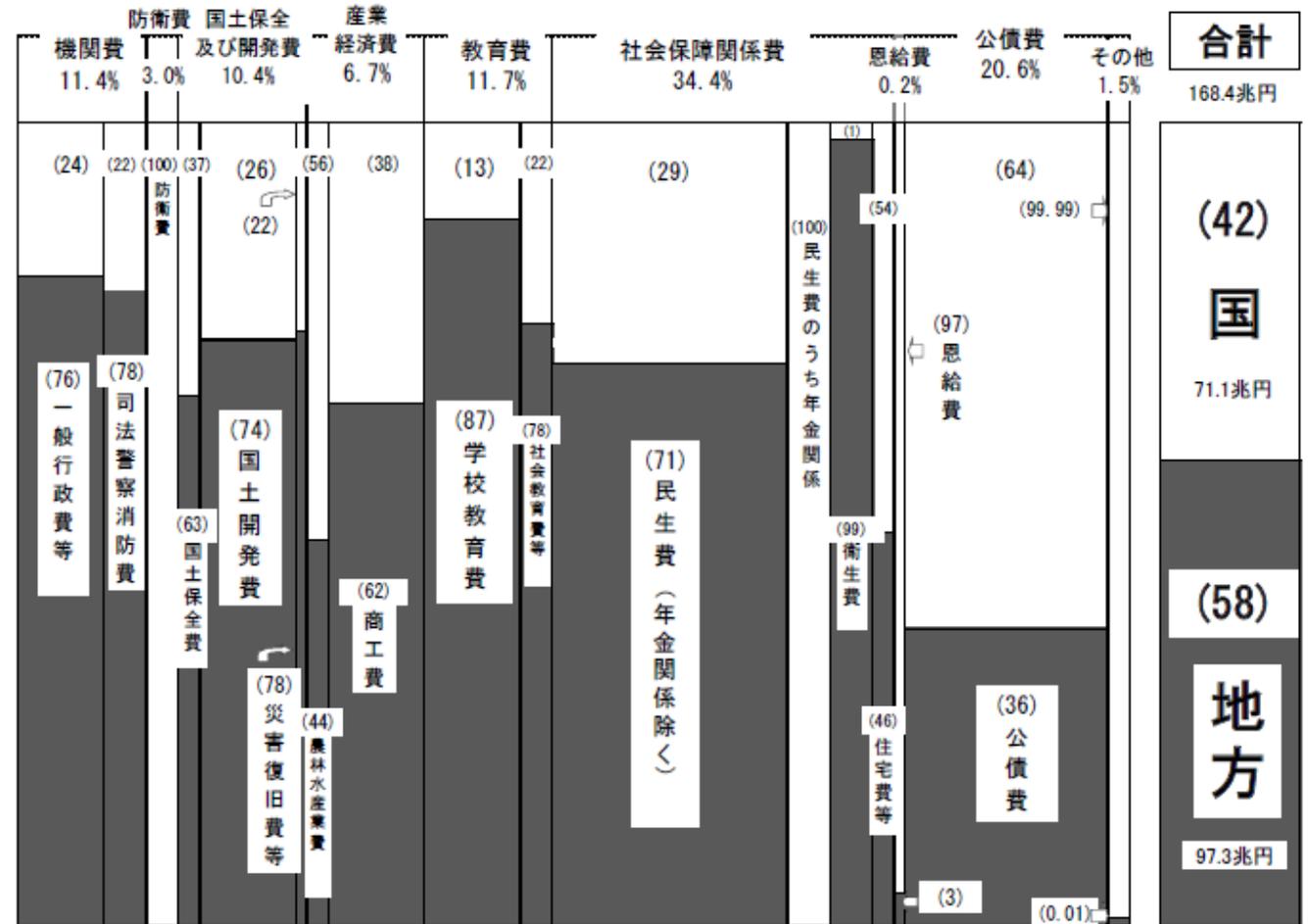
- ポイント:人口の自由移動(地域経済の開放性)＝「足による投票」



ありうる反論

- 日本の地方自治体は所得再分配・福祉政策で主要な役割を果たしてきた
 - －国民健康保険・介護保険
 - －民生費の7割
 ⇒従来、国が「基準づけ」し、「財源保障」した政策を地方が「執行」してきたに過ぎない
 =「集権的分散システム」
- 自治体が「独自」(給付・財源に全面的に裁量と責任)に福祉を担ってきたわけではない。

○ 国と地方の役割分担 (平成28年度決算)
 <歳出決算・最終支出ベース>

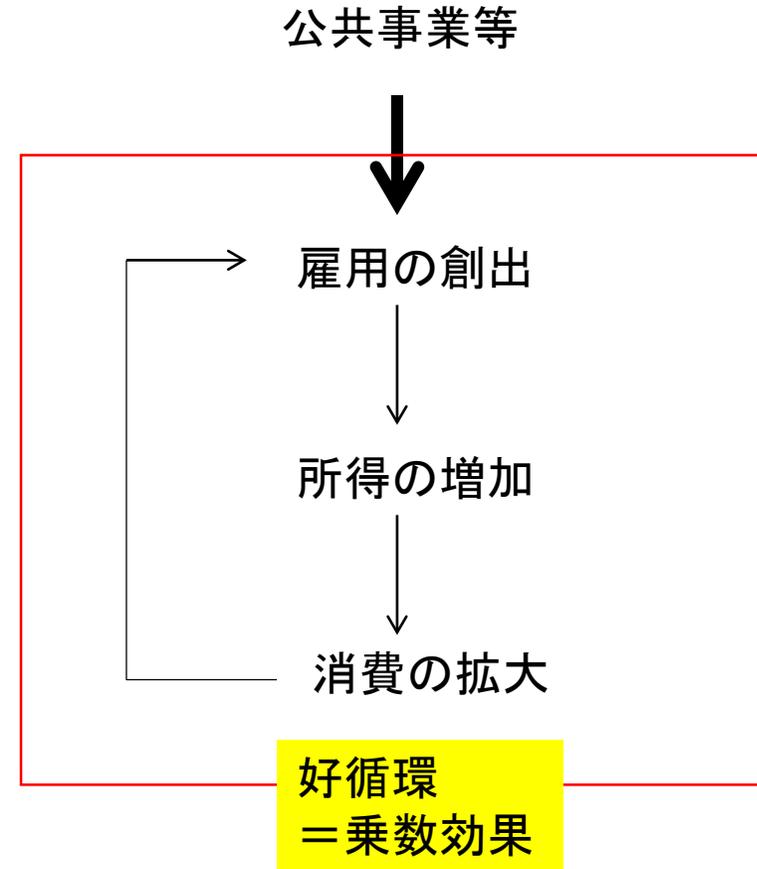


(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合

経済安定化

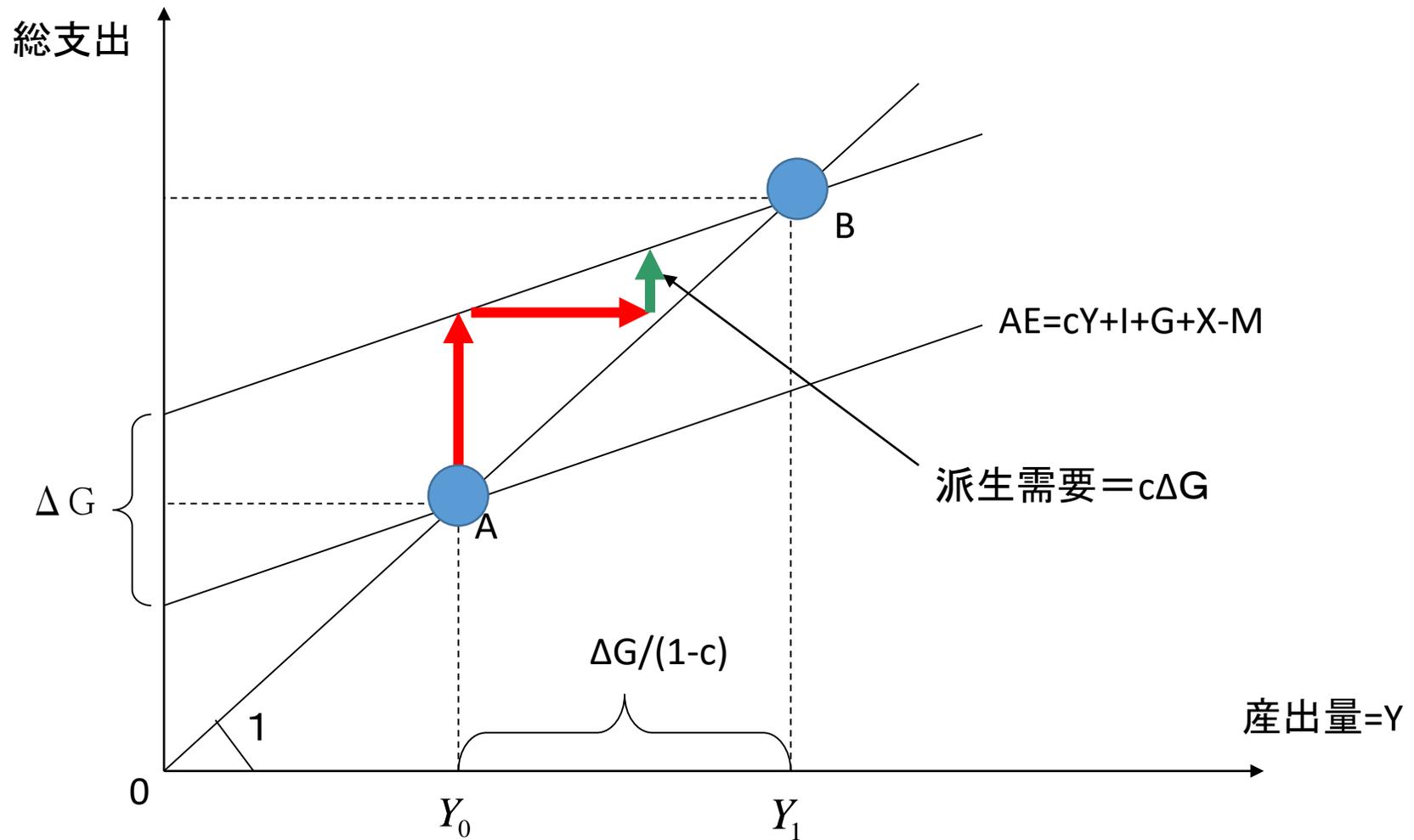
27

- 金融政策(貨幣供給)は中央(銀行)が独占
- 自治体が独自に有効需要を喚起することには限界
- 地方独自の公共事業(雇用創出)
 - ⇒多地域から失業者が流入＝地域の雇用が改善せず
 - ⇒他地域からの(消費・投資財)輸入＝「乗数」の低下
- ポイント:人口の自由移動(地域経済の開放性)＝ヒト・モノ・カネの自由移動



有効需要管理政策

- 公共支出(=G)の乗数効果=派生需要による経済活動の喚起



参考：景気対策と成長戦略

	景気対策	成長戦略
機能	経済安定化	資源配分機能
手段	<ul style="list-style-type: none"> ➤金融政策 ➤有効需要管理政策など 	<ul style="list-style-type: none"> ➤規制緩和 ➤競争力・生産性の促進など ⇒経済の効率化
働きかけ	需要サイド	サプライ(供給)サイド
目的	経済の変動を抑制	経済の「潜在的」(長期的)成長力の向上
ヒトの体に例えると	体調管理	体力増進
病気に例えると	急性疾患の治療	慢性疾患への対処
制度改革	概ね現行制度を前提	構造改革が不可欠
視点	短期	長期
(マクロ)経済学	景気循環論	経済成長論

留意点

◆グローバル化と機能配分論

- 経済のグローバル化に伴い、国境を越えたヒト・モノ・カネの活発化
⇒国際的租税競争・海外投資(資金)誘致合戦⇒国の再分配能力を制限
- グローバル化は再分配機能の分権化を正当化？
- グローバル化の影響は国だけではなく、地方にも及ぶ⇒国の比較(相対的)優位に変化なし

◆ベンチマークとしての機能配分論

- 現実に個別政策(例:教育・公共投資)の機能を厳密に分離することも、国・地方間で財政機能を分離することも困難

⇒機能配分論は理想的だが、「非現実的」

しかし・・・

- 現実の機能配分、地方分権改革(役割分担の見直し)を評価する基準としての活用
⇒「理想的配分」から乖離するほど、経済的(公平・効率の)損失が大きいと判断

参考：公共事業と地域経済

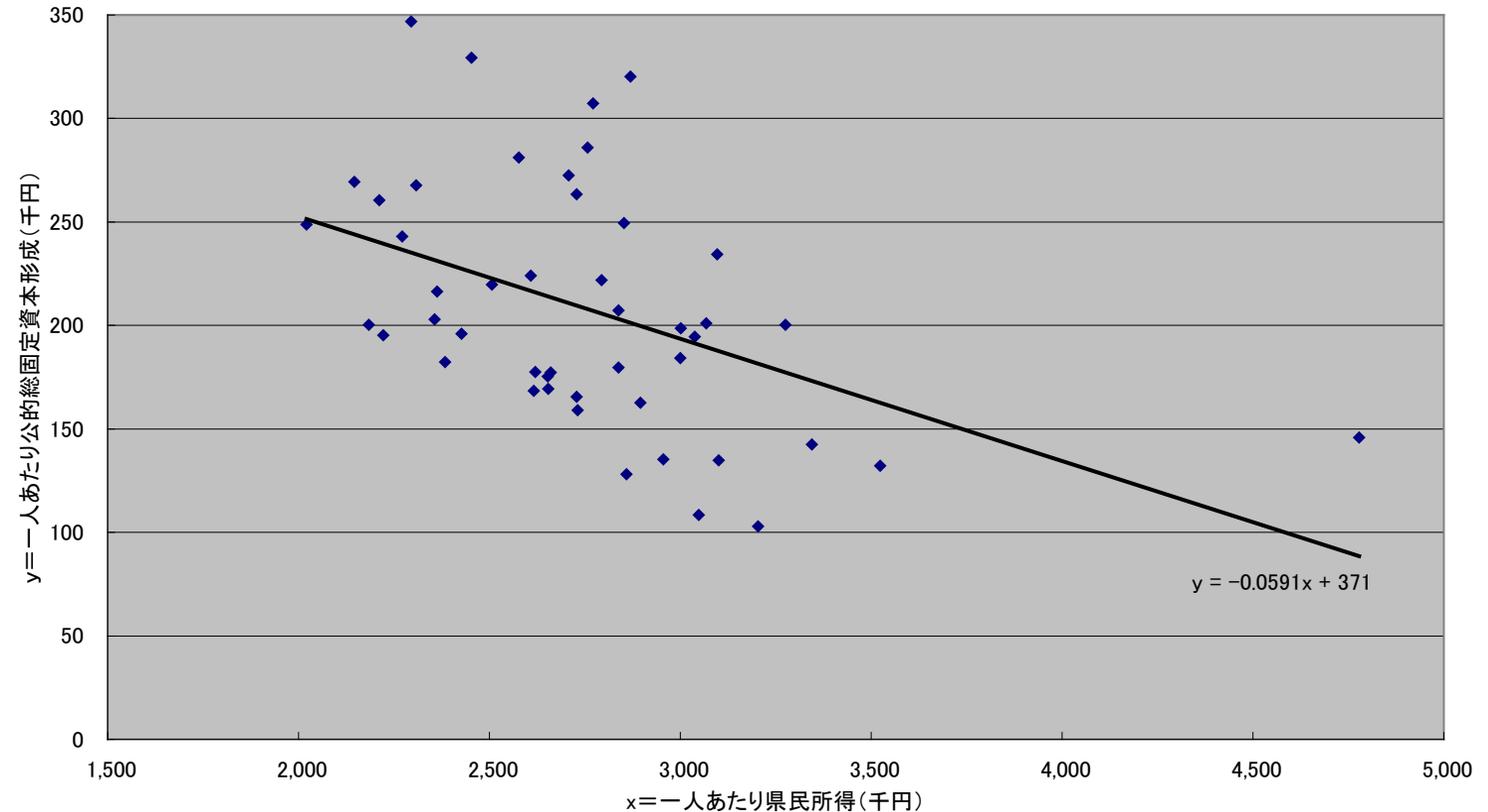
- 公共投資(事業)の活用⇒地域経済活性化＝公共投資依存体質を助長？

資源配分	社会インフラ(例:港湾、上下水道、道路)の整備 ⇒「成長戦略」
所得再分配	地方圏における雇用確保(セーフティネット)
経済安定化	景気対策・有効需要の喚起(ケインズ政策)



公共事業の多機能性・・・
⇒「主たる」機能に着目

都道府県別公共投資依存度(2005年度)



出所：県民経済計算

規範としての機能配分

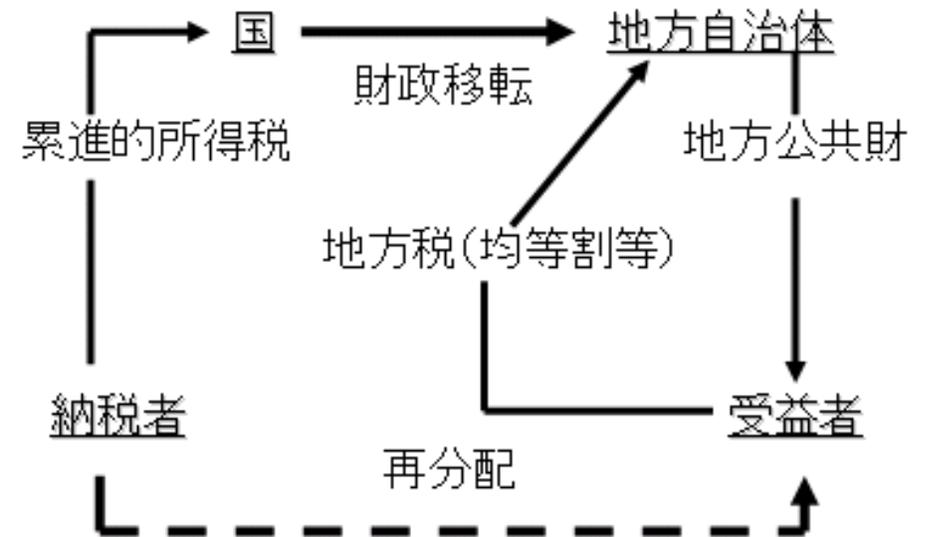
- 個別の公共政策(例:教育、公共投資)は(財源調達を含めて)複数の「機能」を有することがある
- ただし、「主たる」機能と「副次的」機能の区別はあり(例:公共事業の主たる機能は社会インフラ整備)
 - 「副次的機能」(例:公共事業による雇用創出)は他の政策手段(例:生活保護、職業訓練等)で代替することも可能!
 - 不景気に集中的にインフラ整備をすることで景気対策＝経済安定化機能と成長戦略＝資源配分機能を充足
- 各政策の「主たる機能」に着目した国と地方の役割分担(政策間・政府間での「機能分離」)
- 判断の基準＝経済の開放性(足による投票)と地域の多様性

機能の分離

- 地方が担う公共サービスの多くは「公共財」ではなく、「私的財」
- 中央(国)が再分配、地方は地方公共財供給(資源配分)の機能に各々「特化」

⇒政府間財政移転の活用

再分配の形態	例
現金給付	公的(基礎)年金、生活保護
現物給付	保育サービス、公営住宅、介護・医療、(食品券(米国))



公共財入門

公共財の定義

- 公共財は政府が公的に供給する財を指す用語ではない！
- 公共財 ≠ 公的供給財 ⇒ 公共財とは財貨・サービスの経済的な性質を指す

キーワード: 競合性、排除可能性

	競合性	排除可能性
私的財	あり	あり
(純粋)公共財	なし = 非競合性	なし = 排除不可能性

準公共財としての地方公共財

- 部分的競合性＝受益者の数が増えるにつれてサービスの質が低下・質を保つための供給コストの増加
 - －例：警察、消防
 - 部分的排除可能性(?)＝受益の範囲は空間的に限定的⇒所定の地域内に居住しない限り、受益できない
 - －例：公園、生活道、地域環境
 - 地方自治体は私的財も多く供給＝公的供給財(「メリット財」)
 - －例：公営住宅、介護サービス
- ⇒以下では公的に供給される私的財も含めて分権化の経済効果について考える。

二つの公共財

	性質	例
国家公共財	受益の範囲が全国に拡散 — 非競合的 — 非排除的 ⇒ 純粹公共財	国防
地方公共財	受益の範囲は地域的に限定 — 競合性あり	公園・生活道路

留意: 私的財の公的供給(例: 公営住宅、介護サービス)も地方公共財に含むことがある...

✓ 本来は公共財≠公的供給財

学校教育＝地方公共財??

- 機能(国家公共財・地方公共財)に応じた権限・責任の配分

広義の機能＝資源配分		具体的政策	対応
教育サービス	国家公共財	基礎的なカリキュラム 最低限の学力	国の規制・財政支援
	地方公共財	教育提供体制 －学校運営 －教員配置	地方の裁量拡充

⇒地方が執行、国はアウトプット(＝学力など)のモニタリング
・必要に応じた介入・支援

情報の非対称性

- 公共財の効率条件=サミュエルソン条件:

$$\underbrace{\sum_{i=1}^N MB_i}_{\text{消費者の限界便益の合計}} = MC \leftarrow \text{公共財供給の限界費用}$$

- ただし、私的財とは異なり、個々人の限界便益が取引を通じて自発的に表明されることはない。⇒情報の非対称性
- 個人は自発的に正しい選好を表明する誘因はない⇒公共財の公的供給の課題は情報！
✓ だれが情報を持っているか？

分権化定理

機能配分論(再論)

機能		規範	規範からの乖離の帰結
資源配分	地方公共財	地方	地域のニーズに即さない供給
	国家公共財	国	地域間外部効果の発生、規模の経済が利用できない
所得再分配		国	再分配政策が持続困難
経済安定化		国	有効需要の喚起・雇用確保が困難

「分権化定理」

- 国家公共財は個別の地域で独自に担うことは困難
 - 地域間外部性が大きく「ただ乗り問題」が深刻
 - 規模の経済
 - 全国一律な供給が公平に適っている
- 地方公共財への選好・ニーズは地域間で異なる
 - ⇒ 分権化定理＝地域のニーズを把握できるレベルの政府（自治体）が供給を担うことが望ましい
- 地域のニーズの違いを反映した公共財供給の違い
 - ⇒ 地域間での多様性＝望ましい格差

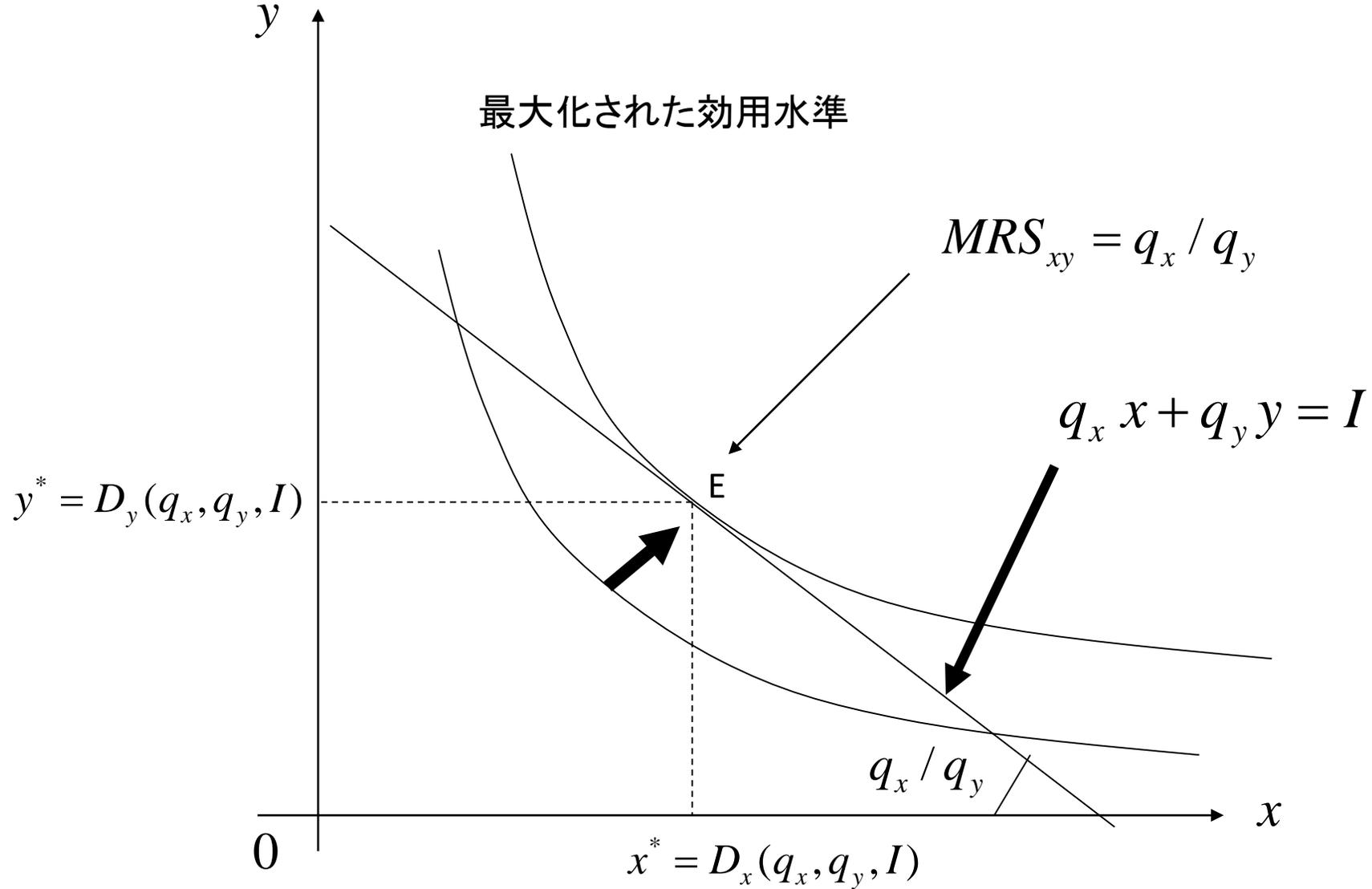
「ゴスプラン」方式の限界

- 政府(公共部門)内の従来の予算(資源)配分
 - 政府(官庁)が政策的意図(例: 僻地医療の拡充、均衡ある国土の発展)の下に「計画」
- 中央優越主義 = ”Father Knows Everything”
 - ⇒ 国が予算配分の効果の詳細を予め知ることは不可能 = 情報の「非対称性」・「不完全性」
 - 集権から分権へ
 - 計画から競争へ
 - 統制から誘因づけへ
 - 事前規制(許認可)から事後評価

効用最大化:再考

- 自身の選好(ニーズ)を知っている
 - 予算制約式を認識し、その制約の中で行動する(損失補てんを期待しない。
⇒自身のニーズに最も即する選択ができる=消費者主権
 - 選択の優先順位が付けられる。⇒限界代替率=追加的(例:X財)消費のために進んで諦める他の財(例Y)消費
 - 地方分権:「ナショナルミニマムからローカル・オプティマムの追求へ」=地方の効用最大化を認めること
- ◆効用最大化=地方の「自己決定権」

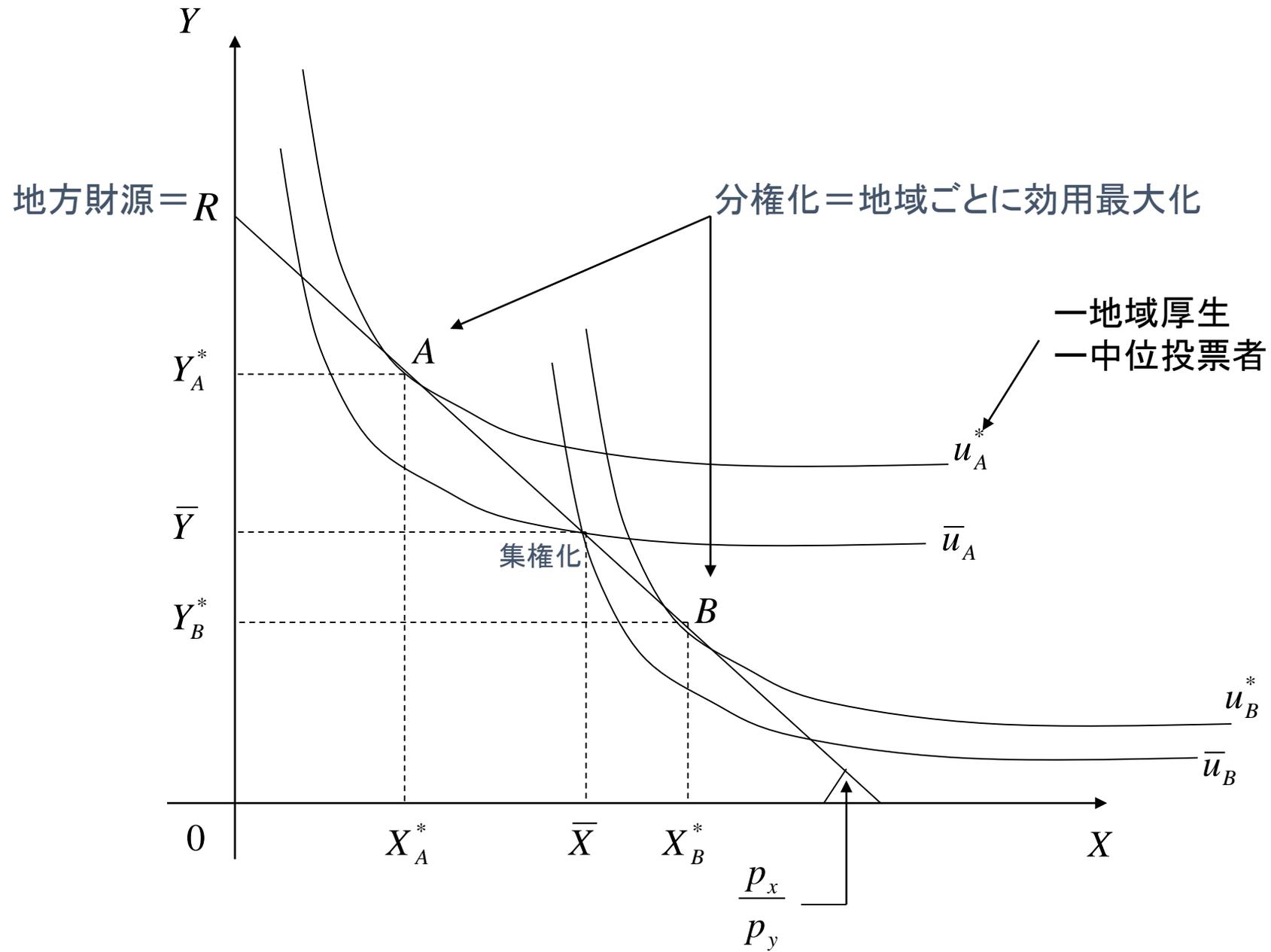
効用最大化:



分権化定理と情報

- 「情報の非対称性」= 地域独自のニーズ・選好は中央政府(国)には知られない。
 - ⇒ 情報上、優位なレベルの政府への権限委譲(公共財供給・予算配分の権限)による効率性の改善
- 地方政府 = 住民に身近であり、彼らのニーズ・選好を知りうる立場(地方政府の「潜在的な能力」)
 - ⇒ 国よりも情報上、相対的に優位
 - 「比較優位」に基づく機能(役割)配分
- 情報 = ソフトとハード

	定義	例
ハードな情報	客観的に数量化可能	県民経済計算 — 県内総生産 — 雇用・失業率 — 人口・世帯構成
ソフトな情報	客観的に伝達が困難(取引費用を伴う) 主観的情報(現場感覚)を含む	住民のニーズ 地域社会の繋がり(ソーシャル・キャピタル) 地域の自然・社会環境



地域厚生 の 最大化

	消費者問題	分権化定理
目的関数	家計の効用	地域の厚生 — 厚生関数 — 中位投票者の選好 等
予算制約	家計予算	地方自治体の財政収支均衡 — ハードな予算制約
限界代替率	家計の選好	地域の選好 — 優先順位の設定

分権化定理

公共サービスX
の限界便益

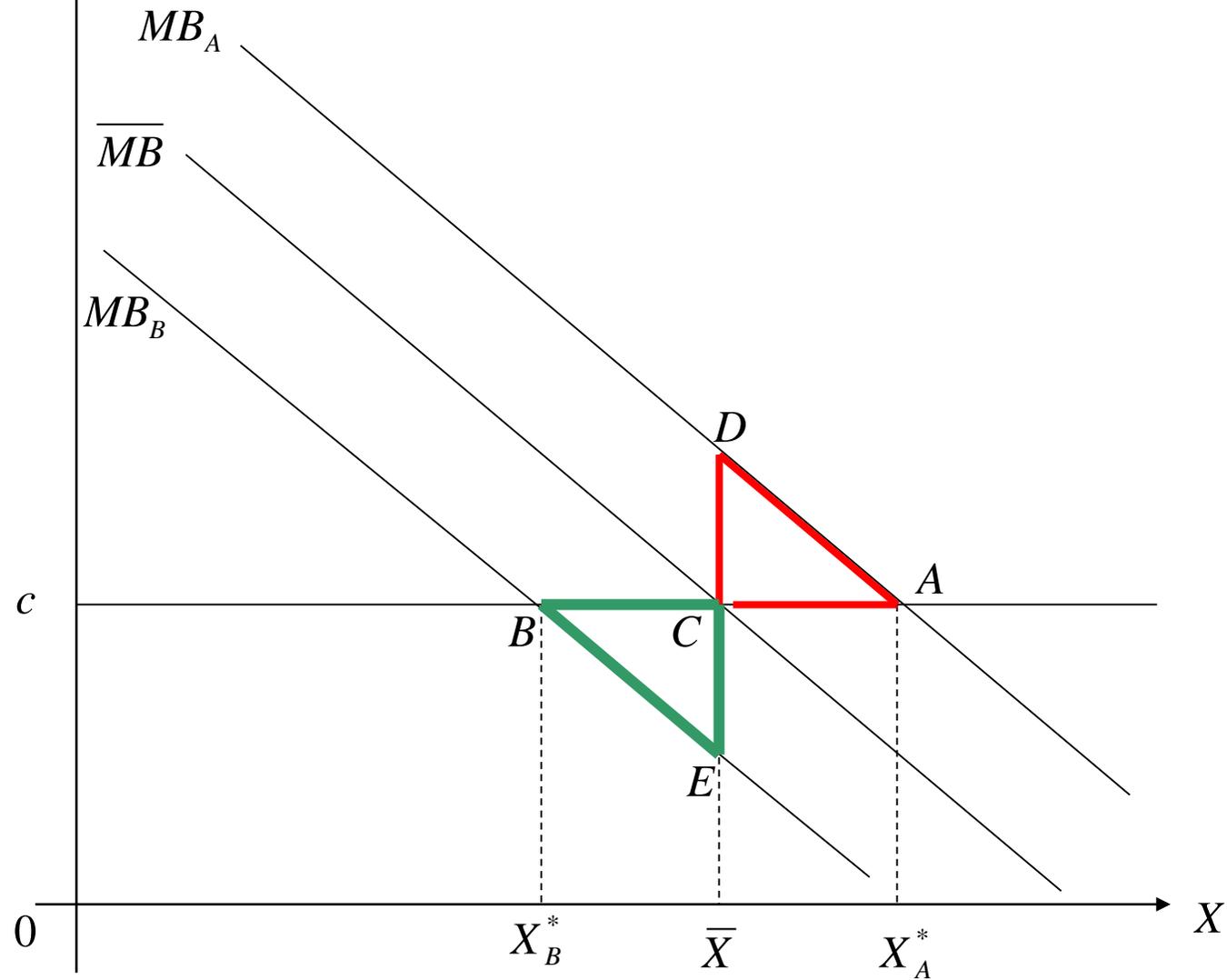


Table 1: Selected papers on the impact on service delivery, infrastructure, and expenditure composition

Authors	Main dependent variables	Decentralization variables	Data & econometric technique	Endogeneity issue	Main results
Faguet (2004)	Resources spent on education and other public investment projects (13 sectors).	Dummy variable (1 after 1994, i.e. post-decentralization).	Sample: 311 municipalities Period: 1987-1996 Method: Principal component analysis, OLS	Not treated	Decentralization makes public investment in education and other services more responsive to local needs.
Habibi et al. (2003)	Infant mortality rate.	i) % of revenue raised locally. ii) % of locally controlled revenue over the total.	Sample: 23 Argentinean provinces Period: 1970-1994 Method: Panel FE	Not treated	Decentralization decreases infant mortality rates.
Falch & Fischer (2012)	School quality (students aged 13-15 test scores: PISA and TIMSS).	Share of sub-national government spending of general government spending.	Sample: 25 OECD countries Period: 1980 – 2000 Method: Panel FE	Not treated	Decentralization is beneficial to student performance.

The Impact of Fiscal Decentralization: A Survey

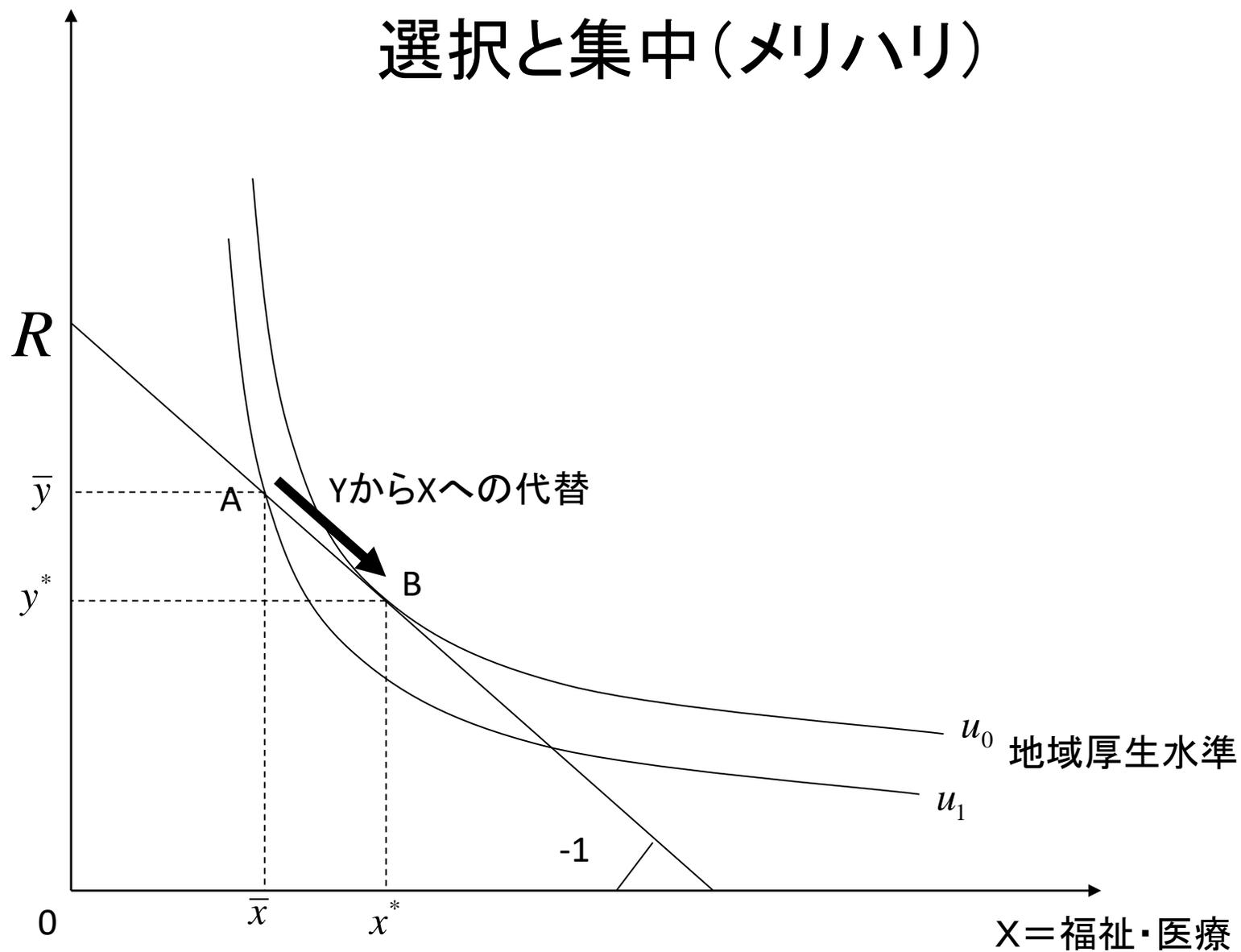
Jorge Martinez-Vazquez,^a Santiago Lago-Peñas.^b and Agnese Sacchic

地方分権への誤解

- 地方分権は地域の要求(ニーズ)を全て充足することは意味しない
 - プラスの便益のある事業を全て実施することは効率には適わない
 - 「フリーランチ」(ただ飯)はない
 - 本来の地方分権 = 限られた予算の中で地域のニーズに応じた予算配分・政策の優先順位付け
 - 地域のニーズに即した公共サービス配分 = 地方政府の「潜在能力」⇒ 潜在能力を顕在化させるかどうかは別の問題
- ✓ 地方政府の権限、能力、誘因の区別
- 地域住民と地方政府間の「プリンシパル・エージェント問題」⇒ 地域住民の厚生を追求するよう「誘因づけ」が必要
 - 地域間外部性(スピルオーバー)の存在 ⇒ ローカル・オプティマム ≠ 社会的最適(効率・公平)

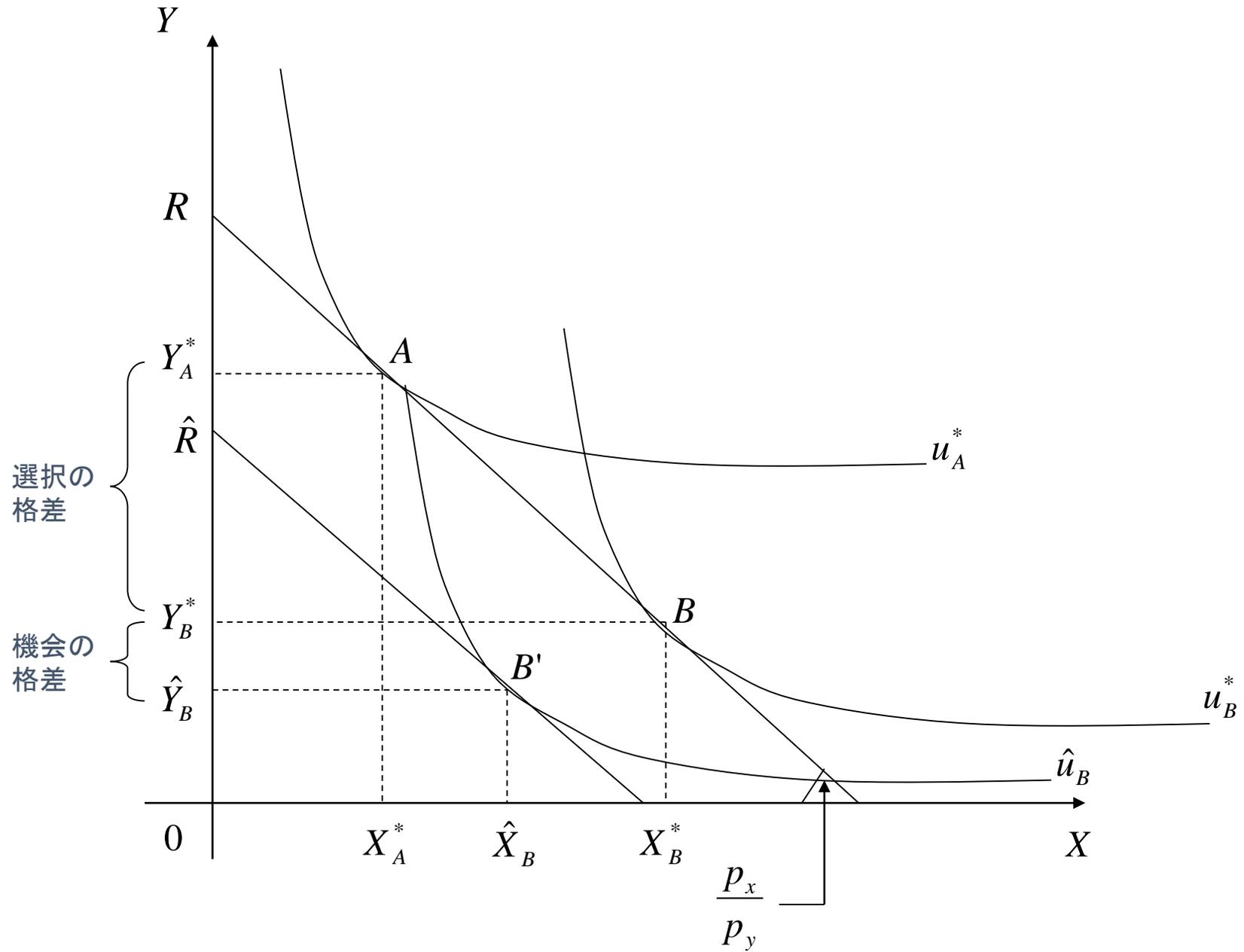
Y=公共事業

選択と集中(メリハリ)



良い格差と悪い格差

- 機会の格差＝(地域の努力に依拠しない)財政力・財政運営(公共財供給)コストの格差
- 選択の格差＝地域のニーズ・選好、優先順位の違い
- 努力の格差
- 運の格差＝「保険」(リスクシェア)の必要性
⇒政府間財政移転で解消するべきは「機会」と「運」の格差
- ただし、現実に観察される格差はすべての要因を含む
⇒実現した格差に基づく財政調整は地方の主体性(選択)と努力への誘因を阻害しかねない。



良い格差と悪い格差(その2)

- ある地域Aでは他地域(例:B)に比べて福祉水準が低い

⇒選択の格差であれば、「他の公共サービス(例:教育)」提供を優先した結果

- ありうる反論

—地域Aも福祉のためと国に補助金を要求するだろう

—国が福祉のための補助金を与えれば地域Aの住民も喜ぶ

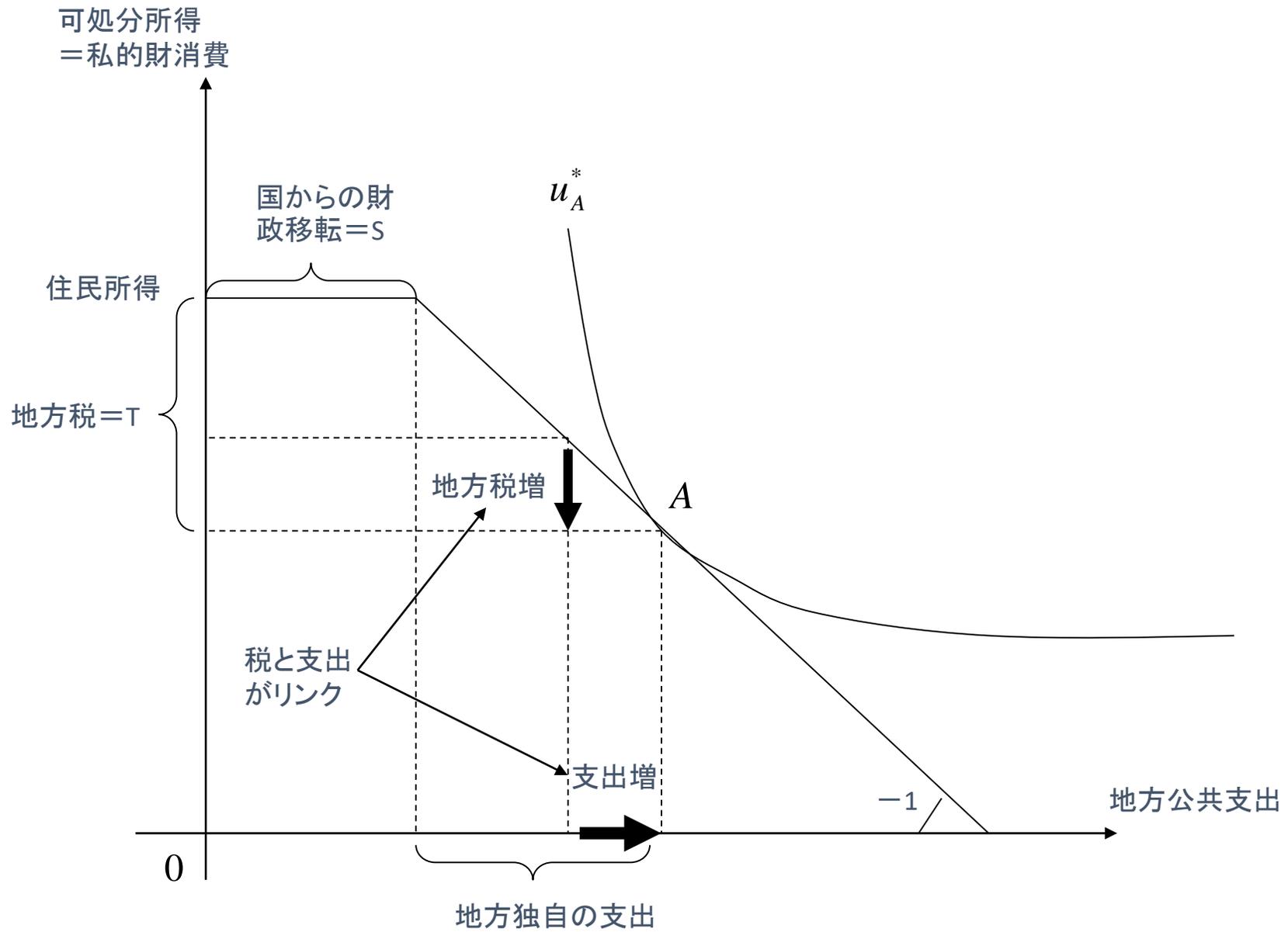
⇒自分の懐から出した(機会コストを払った)お金ではない!

⇒分権化は自己責任による自己決定を促すもの!

地方の財政責任：

- 地方の財政責任とは？
 - 自治体が決めた支出の負担は「地域の会員」(住民・企業)で負う
 - ✓ 住民に高い受益と高い負担、低い受益と低い負担の選択肢⇒自治体の財政を「自分事」に
 - ✓ 全体的財政責任ではない・・・⇒国の決めた義務的支出・ナショナルミニマムは国が財源保障(補助金でファイナンス)
- 地方分権≠補助金カット





政策実験としての分権化

- 異なった地方政府が公共サービス(例:教育・医療)の質の向上、コストの適正化に向けて様々な試みを行う
⇒「政策実験」(試行錯誤)が可能
- 例:民間委託、市場化テスト、業績評価、競争促進・誘因づけ等
⇒政策実験を通じて適正なサービス提供体制を「発見」
- 住民は同様の公共サービス供給の自治体間の成果(質・コスト)の比較によって居住地域の政策実験の成否を判断
⇒政策の選別・淘汰が促進
- 集権的に行う場合に比べて新しい政策を試みる社会的リスクも低い

EBPMの推進

経済財政運営と改革の基本方針 2017 について

「統計改革推進会議最終取りまとめ」⁹²等に基づき、証拠に基づく政策立案(EBPM⁹³)と統計の改革を車の両輪として、一体的に推進する。

EBPM推進の要となる機能を整備するとともに、政策、施策、事務事業の各段階のレビュー機能における取組を通じてEBPMの実践を進め、EBPM推進体制を構築す



従来の理念先行・法令偏重からの方向転換

従前の行政	理念優先＝目的が正しければ結果は問わない	「お年寄りに優しい街づくり」⇒何が「優しい」のが定量的な評価がない
	法令偏重＝法律・条令の従う限り問題視しない	成果より手続き重視⇒予算も使いきることが重要で効果は問わない・・・

参考：優良事例

自治体名	取組名	取組分野
群馬県	ICTを利用した救急医療の向上	その他
埼玉県	許認可手続のスピードアップ	地方行財政
埼玉県所沢市	財政負担ゼロによる社会資本整備及び行政課題の改善	社会資本整備、 地方行財政、 教育・産業・雇用
千葉県習志野市	老朽化した公共施設の再生とともに周辺の公共施設を集約化	社会資本整備、 地方行財政
東京都足立区	戸籍住民課窓口等業務の外部委託	地方行財政
東京都八王子市	指定管理者制度における選定基準、方法の統一	地方行財政
東京都町田市	自治体 BPR<ほか5自治体との取組>	地方行財政
	行政サービス水準調査<ほか7自治体との取組>	地方行財政
徳島県	人口減少社会に対応した 小中一貫教育「徳島モデル」	教育・産業・雇用
	県営住宅集約化 PFI 事業	社会資本整備
	とくしま“実になる”事業	地方行財政
	歳出の中から歳入を生み出す取組み	地方行財政
長崎県佐世保市	受益者負担の適正化	地方行財政

広がり期待される自治体間連携の例

東京都 町田市「行政サービス水準他市比較調査」

- ・2015年度より、八王子市、藤沢市、江戸川区など8つの自治体と共同して調査を実施。
- ・国民健康保険事業事務、介護保険業務、届出業務等のコストや業務量について、客観的情報に基づき比較分析を行う。
- ・ベストプラクティスの構築を目指して、比較分析結果をもとに各自治体の担当者同士で話し合う意見交換会を開催。



- 自治体が積極的にコストやその地域差の「見える化」を実施
- 自発的に自治体間で連携・共同して歳出改革に取り組む
- 客観的、定量的な分析に基づき事務のあり方を議論

全国展開すべき先進取組として、経済財政諮問会議や経済・財政一体改革推進委員会等で紹介